

那覇市役所本庁舎通信費削減支援業務委託 仕様書

1 目的

本庁舎が保有する固定電話回線等及び音声通信環境について、専門的知見を有する事業者が契約内容、通信環境、運用状況及び費用等の調査・分析を行い、コスト削減に向けた企画立案や具体的な活動支援を実施することで、通信環境最適化及びコスト削減を進めることを目的とする。

2 業務内容

本支援業務について、本市が提供する固定電話回線等の契約書、仕様書及び請求書等に基づき、契約内容等の分析、本市にとって最適なコスト削減策の企画立案、コスト削減に向けた具体的な活動支援、成果指標の測定等を実施することで適正な仕様や価格の見直しを図る。

※（１）～（３）については、令和８年度中で実施すること。

（１）具体的な業務内容

ア 業務実施計画書の提出

受託者は、この業務が適切に実行されるための業務実施体制（現場責任者及び業務担当者の配置）、業務工程（スケジュール）、作業内容、進捗管理方法、調査方法、打合せ実施方法、コスト削減及び通信環境最適化に向けた本市の所管部署への具体的な活動支援内容等をまとめた業務実施計画書を契約締結後速やかに本市へ提出すること。

イ 契約資料等に基づく契約内容等の分析及びコスト削減策の企画立案

受託者は、本市が提供する固定電話回線等の契約資料や関係部署へのヒアリング等に基づき、現状の契約内容、通信環境、利用状況及び費用等の分析を実施し、固定電話回線等及び音声通信環境に係る最適化及びコスト削減策の企画立案を行い、中間報告書として本市に提出すること。

なお、中間報告書は、最適化提案及びコスト削減策の根拠やデータ、比較内容、分析結果等を示して作成すること。

また、見直しの対象とする契約及び契約内容は、中間報告書等をもとに、本市が決定する。

ウ コスト削減に向けた具体的活動支援

受託者は、コスト削減の実現に向けた具体的な活動支援（実際の契約手続きは、本市が行うことから、そのための必要な支援一式をいう。）を行う。特に、回線契約見直し、通信事業者比較、通信事業者を選定するための入札仕様書案作成、市場価格調査、提案

比較、契約切替時、通信事業者との調整等、コスト削減の実現に向けた移行への具体的な活動支援を行うこと。

エ 業務打合せ

受託者は、本業務の実施に関して本市と打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めること。打合せは、原則として、那覇市役所本庁舎若しくは本市が指定した場所又はオンラインで行う。打合せの実施方法等については、本市と協議のうえ決定する。また、業務打合せの実施毎に、日時、出席者、実施事項等の概要を記載した報告書又は議事録を作成し、本市に提出すること。

オ 各種資料の作成

受託者は、通信事業者を選定するための入札仕様書案について、本市の依頼に基づき作成、提出すること。

カ 対外調整

受託者は、市の依頼に基づき、本支援業務について必要と思われる対外調整について代行が可能なものについて協力し、実施すること。

(2) 成果指標の測定

成果指標は、固定電話回線等及び音声通信環境の見直しによるコスト削減金額（下記6（4）（5）参照）とする。

受託者は、本市が提供する契約資料等に基づき、成果指標を測定し本市に提出すること。提出様式や提出時期、成果指標等は、本市と協議のうえ決定する。

(3) 最終報告書の提出

受託者は、見直しを行った契約ごとの削減策、コスト削減金額、最適化内容、想定削減効果、今後の課題及び将来的な通信環境見直しに向けた整理内容等を取りまとめた最終報告書を作成し、本市に提出すること。

(4) その他支援業務

ア 構築支援

通信事業者およびPBXベンダーとの調整を支援し、初期対応およびスケジュール調整を含めて、円滑なサービス開始に向けた支援を行う。

イ 保守・運用支援

本施策の保守内容や運用体制の品質向上を目的に、必要に応じて契約内容に基づき通信事業者と調整を行い、改善を推進する。また、回線追加・解約時の支援も実施する。

ウ 請求対応等支援

請求先変更、割引漏れ対応、その他請求関連の不具合発生時には、通信事業者と本市の間に入り、調整・対応を行う。

エ コスト削減に向けた活動支援（継続）

継続的にコスト削減策の検討・実施を行い、効果的な施策を推進する。

オ 本事業継続に向けた支援

令和 12 年度契約の終了に伴い、本市が継続して本事業を遂行できるよう必要な支援を実施する。

3 見直し対象とする経費等

（１）見直しの対象とする経費

原則として、那覇市本庁舎における固定電話回線等及び音声通信環境を対象とする。
以下経費を見直しの対象とし、具体の事業については本市と協議のうえ決定する。

ア 電話回線初期費用等（開発・導入・構築工事費用等）

イ 電話回線月額費用等（通信費用・回線利用基本料・通話料・チャンネル利用料・付帯サービス関連費用等）

ウ その他経費（受託者の提案等により本市が選定する契約や、本市からの提案等により選定する契約等）

（２）見直しの対象とする経費規模

令和 4 年度から令和 7 年度までの本庁舎固定電話回線等の通信費の実績は、計 84,507,367 円（平均 21,126,842 円／年）。

（３）成果指標

固定電話回線等及び音声通信環境の見直しによるコスト削減金額（下記 6（４）（５）参照）

4 スケジュール（予定）

時期	内容（項目）
令和 8 年 9 月	委託業務契約締結
令和 8 年 9 月～令和 8 年 10 月	固定電話回線等及び音声通信環境に係る調査・分析・施策対象確認業務実施（机上調査）
令和 8 年 10 月	現地調査・ヒアリング実施
令和 8 年 11 月	通信事業者を選定するための入札仕様書案作成支援、中間報告書提出

令和 8 年 1 2 月	入札実施（価格競争・予定）
令和 9 年 1 月	開札、通信事業者選定
令和 9 年 1 月～令和 9 年 3 月	本市における次期契約手続支援（予定）
令和 9 年 3 月	最終報告書提出

5 成果品

- （１）中間報告書（製本版及び電子媒体）
- （２）最終報告書（製本版及び電子媒体）
- （３）その他、本業務に関して本市が必要と認めるもの

※各成果品の様式・提出期限等は、本市と協議のうえ決定する。このうち中間報告書については、令和 9 年度の事業実施に向けた参考とするため、令和 8 年 1 1 月頃までの提出とすること。

6 契約方式等

（１）契約方式

本業務は、固定電話回線等及び音声通信環境に係る調査・分析、最適化提案及び調達支援等を一体的に実施する業務委託契約方式により実施する。

なお、固定電話回線等及び音声通信環境見直しによるコスト削減効果を成果として指標を設定するものとし、詳細については本市と協議のうえ決定する。

（２）契約金額

契約金額（支払額）は、調査委託費（固定払い）による支払額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「固定支払額」という。）並びに本業務の成果によるコスト削減金額の合計（以下「年間コスト削減金額」という。）に成果連動払いの割合（受託者の提案により決定する。）を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の合計額とし、固定支払額は 499,400 円（税込）以内（令和 8 年度支払い）、成果連動払いの上限は 年間コスト削減金額の 30%以内、金額は 8,781,452 円以内（令和 9 年度から令和 12 年度支払い）とし、各年度の支払額は 2,195,363 円以内とする。なお、固定払いは、コスト削減金額の成果に関わらず、業務実施に対して支払うものとする。

（３）委託費の支払い条件

支払い回数及び支払い時期は、別途協議のうえ決定する。

(4) コスト削減金額の算定対象の範囲

ア コスト削減金額の算定対象は、受託者から提案されたコスト削減策のうち、本市が見直しを行いコスト削減が実現した契約及び契約内容とする。

イ 本市の施策の転換等の事由により翌年度の業務が行われない場合や、コスト削減の取組が行政サービスの低下や品質悪化につながる恐れがある場合、コスト削減金額の算定対象としない。

ウ 本市が既に予定している契約内容等の見直しの事実を、受託者の中間報告書の提出までに、受託者と書面等で共有した場合は、コスト削減金額の算定対象としない。

(5) コスト削減金額の算定方法

受託者の具体的な提案に基づき、本市が取組を実施したことにより、コスト削減が実現したことが明らかな対象（以下「成果測定対象」という。）をコスト削減金額の算定対象とすることとする。コスト削減金額の算定方法については、原則として以下の方法により算定するものとする。

（月額払い）

【成果測定対象の改定前（令和8年度）単価－成果測定対象の改定後（令和9年度から令和12年度の各年度）新規単価】×成果測定対象の当該月利用実績－【初期費用（移行時の工事費用等を含む）÷48（ヵ月）】

※「単価」の定義は、基本料金、通話料金、その他オプション料金の各単価とする。

ただし、上記の算定方法以外に、本市にとってより有利で適切な算定方法がある場合は、別途提案できるものとする。

【留意事項】

①上記算定方法は、令和9年度から令和12年度の各年度ごとに適用するものとする。

②通信事業者が発行する請求項目全てを対象とする。

③単価については、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

④新規契約額、単価、数量等について、本業務の成果に因らない外部要因（最低賃金の上昇等）による増減がある場合や、受託者からの具体的な提案に基づかずに発生した費用や削減額は、算定から除外することとし、具体の金額等については本市と協議のうえ決定する。

⑤通信料金単価変動、制度改正、本業務の成果に起因しない外部要因その他特別な事情がある場合については、本市と協議のうえ整理するものとする。

⑥年間実績については、令和8年度の実績を原則としつつ、令和8年度の通信費用実績について令和5年度から令和7年度に比べて著しく増減がある場合は、本市と協議のうえ決定する。

(6) 契約の履行期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

7 その他留意事項

(1) 業務の実施に関しては、企画提案の内容にかかわらず、本市と協議のうえ、業務実施計画書を策定し提出すること。

(2) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している専任の担当者（PM）を置き、本市と十分に連絡調整を行いながら、誠実に業務を履行すること。また、本市から指導・助言を求められた際は、速やかに対応すること。

(3) 受託者は、本市と十分に協議を行いながら業務を進めることとし、資料や原稿作成等の際には、必ず、本市の確認及び指示を受けること。

(4) 受託者は、本契約に基づく業務を協力連携事業者を除く第三者に一括して委託してはならない。ただし、業務を効率的かつ有効に遂行するために必要と判断される場合は、本市と協議の上、あらかじめ書面により承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を当該書面にて明示し、本市に提出すること。なお、本市の了承を得た上で第三者に再委託を行った場合であっても、受託者は当該業務について全ての責任を負うものとする。

(5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間満了後においても同様とする。

(6) 受託者は、「那覇市情報セキュリティポリシー」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

(7) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(8) 本業務の実施に当たっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則、本市が示す関連規程等を遵守すること。

(9) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。

(10) 成果品については、那覇市に帰属するものとする。

(11) 本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定する。